

仕事と家庭の両立支援関係制度の 利用状況調査(令和6年度)

結果の概要

令和7年11月

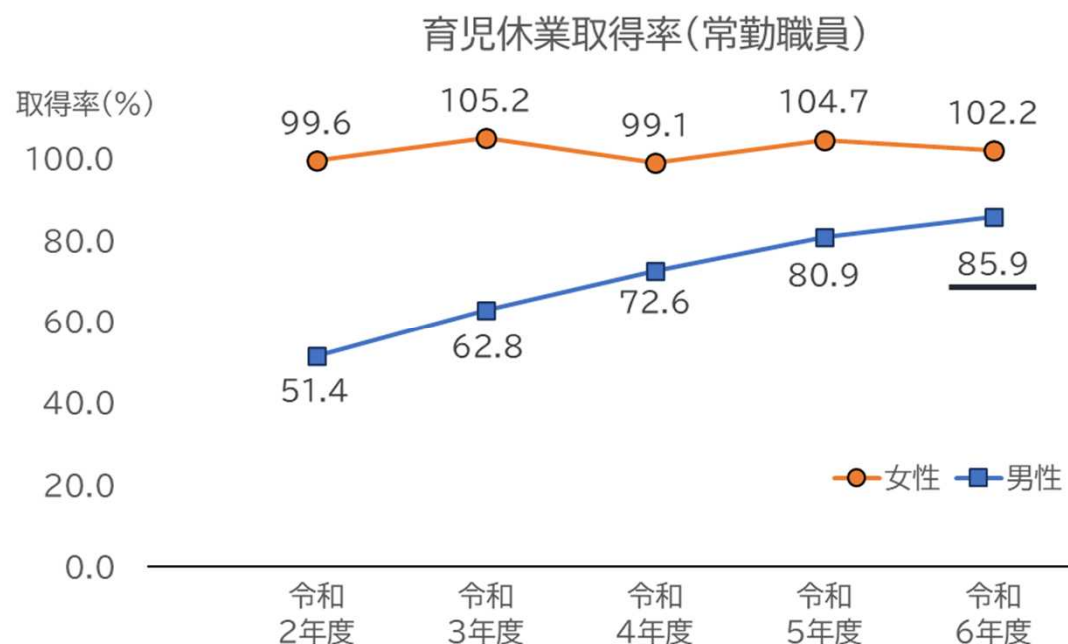
人 事 院

I 育児休業等実態調査の結果

1 令和6年度における育児休業の取得状況

(1) 取得率

- ・ 常勤職員の育児休業取得率は、男性85.9%、女性102.2%(前年度 男性80.9%、女性104.7%)
- ・ 非常勤職員の育児休業の取得率は、男性48.9%、女性93.4%(前年度 男性55.1%、女性110.3%)



(注)

(1) 「育児休業」は、3歳に達するまでの子(非常勤職員については原則として1歳に達するまでの子)を養育するために休業をすることができる制度。

(2) 令和6年度の「取得率」は、令和6年度中に子が生まれた職員(育児休業の対象職員に限る)の数(a)に対する同年度中に最初の育児休業をした職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、令和5年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、令和6年度になって最初の育児休業をした職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。令和3～5年度の「取得率」も同様。

(3) 令和2年度の「取得率」は、令和2年度中に新たに育児休業が可能となった職員数(a')に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数(b')の割合(b'/a')。(b')には、令和元年度以前に新たに育児休業が可能となったものの、当該年度には取得せずに、令和2年度になって新たに育児休業をした職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

(参考)

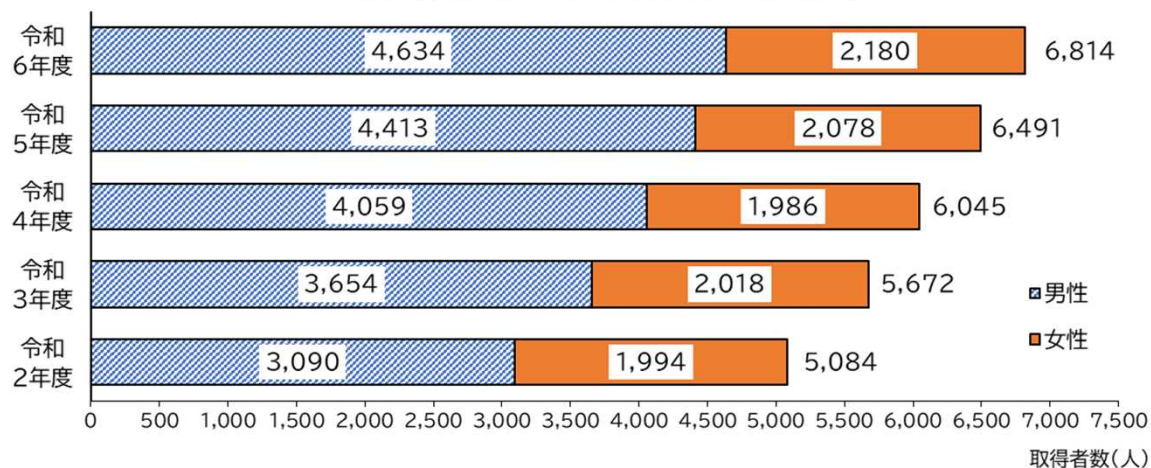
こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)における男性職員の育児休業取得目標：令和7年85%(1週間以上)、令和12年85%(2週間以上)
当該設定期間を踏まえた男性常勤職員(一般職国家公務員(行政執行法人を含まない))の育児休業取得率(令和6年度)は、84.2%(1週間以上)、79.4%(2週間以上)

I 育児休業等実態調査の結果

(2) 新規取得者数

- ・ 育児休業を新規取得した常勤職員は、6,814人(男性4,634人、女性2,180人)(前年度 全体6,491人(男性4,413人、女性2,078人))、育児休業をした期間がある常勤職員は、10,366人(男性5,493人、女性4,873人)
- ・ 育児休業を新規取得した非常勤職員は、261人(男性22人、女性239人)(前年度 全体294人(男性27人、女性267人))、育児休業をした期間がある非常勤職員は、391人(男性27人、女性364人)

育児休業新規取得者数(常勤職員)



育児休業新規取得者数(非常勤職員)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
男性	8	7	20	27	22
女性	268	299	283	267	239
全体	276	306	303	294	261

(注)「新規取得者」とは、調査年度に調査年度以前に生まれた子についての最初の育児休業を取得した職員をいう。

I 育児休業等実態調査の結果

(3) 育児休業取得者の育児休業期間

最初の育児休業を取得した常勤職員の休業期間の平均は、7.0月(男性2.6月、女性16.4月)
(前年度 全体6.9月(男性2.4月、女性16.5月))

新規取得者の取得回数別平均取得期間及び取得者数(常勤職員)

平均取得期間:(月) 取得者数:(人)

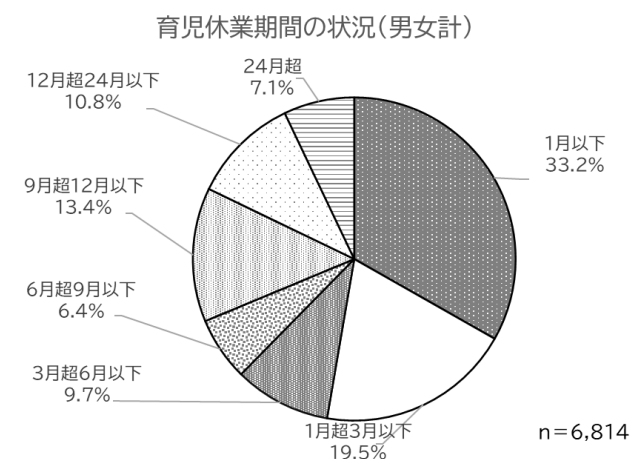
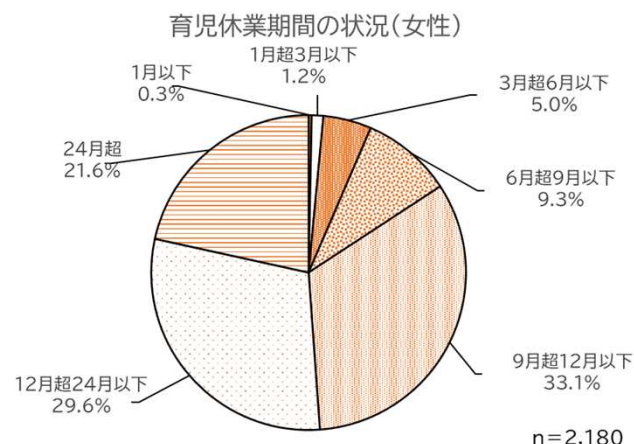
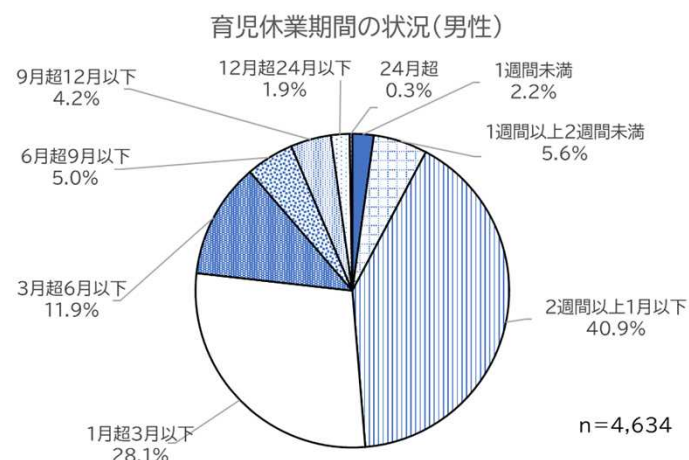
		取得回数														
		1回			2回			3回			4回			合計		
		全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性
平均取得期間	1回目	7.4	2.5	16.4	1.0	0.8	10.7	0.5	0.5	-	0.4	0.4	-	6.8	2.3	16.3
	2回目				1.9	1.9	3.2	0.8	0.8	-	0.4	0.4	-	1.8	1.8	3.2
	3回目							2.3	2.3	-	0.6	0.6	-	2.2	2.2	-
	4回目										1.1	1.1	-	1.1	1.1	-
	計	7.4	2.5	16.4	3.0	2.7	13.9	3.7	3.7	-	2.4	2.4	-	7.0	2.6	16.4
取得者数		6,115	3,949	2,166	609	595	14	81	81	0	9	9	0	6,814	4,634	2,180

- (注) (1) 常勤職員の育児休業は子が3歳に達するまで取得可能な制度であり、令和7年度以降も取得する場合がある。
(2) 令和6年度に2回以上の育児休業をした期間がある常勤職員にあっては、当該期間を合算した期間(以下同じ)。
(3) 月数計算は育児休業取得日数を30で除し少数第2位を四捨五入した値を計上しており、例えば育児休業を31日取得した者は「1月以下」の区分に含まれる(以下同じ)。

I 育児休業等実態調査の結果

令和6年度に最初の育児休業を取得した常勤職員の休業期間の分布状況は、

- ・ 男性は「2週間以上1月以下」の職員が40.9%(前年度46.3%)と最も多く、次いで「1月超3月以下」が28.1%(前年度24.8%)となっており、2週間以上が92.2%(前年度91.3%)。
- ・ 女性は「9月超12月以下」が33.1%(前年度33.9%)と最も多い。

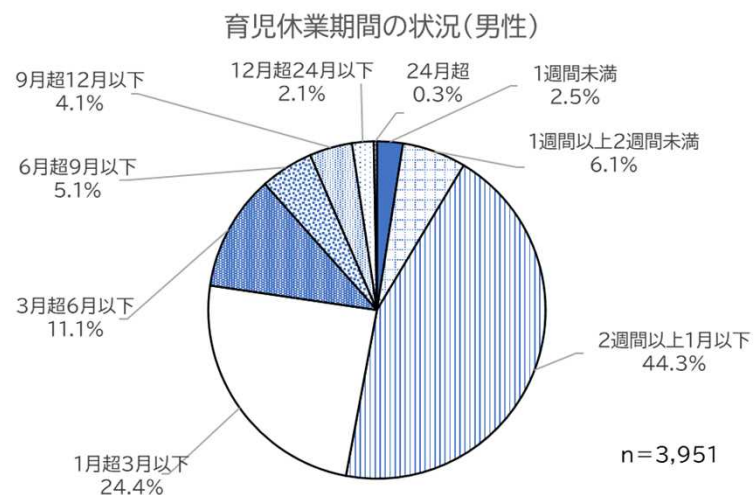


(注) 各内訳の割合は、四捨五入による端数処理の関係で、その合計が100%にならない場合がある(以下同じ)。

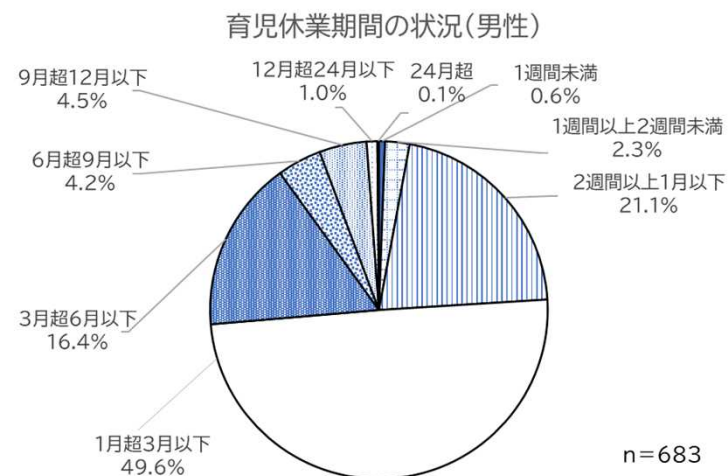
I 育児休業等実態調査の結果

育児休業取得回数別の常勤職員の休業期間の分布状況では、最初の育児休業を2週間以上取得した男性職員の割合は、1回のみ取得が91.4%(前年度90.8%)、2回以上取得が97.1%(前年度95.4%)

【育児休業取得回数:1回のみ】



【育児休業取得回数:2回以上】

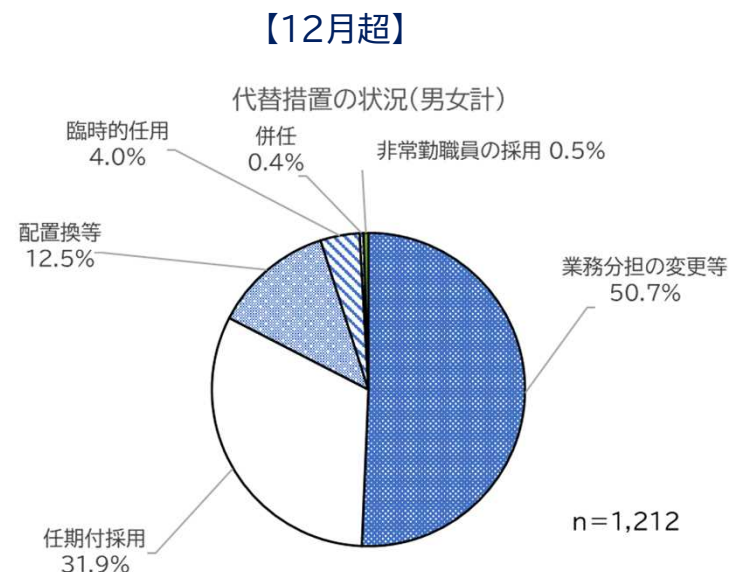
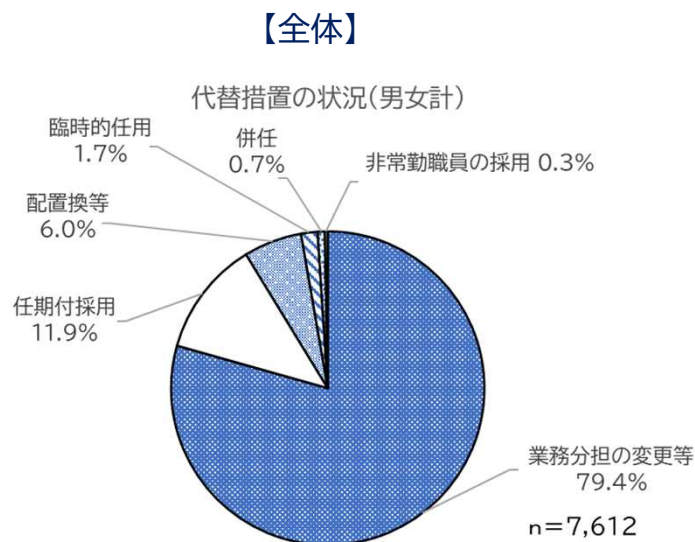


I 育児休業等実態調査の結果

(4) 取得期間別代替措置

最初の育児休業を取得した常勤職員の取得期間別の代替措置の状況を見ると、「業務分担の変更等」が最も多く、次いで「任期付採用」となっている。

取得期間が「12月超」の場合も同様であるが、「業務分担の変更等」の割合が減少し、任期付採用等の割合が増加している。



(注)令和6年度に2回以上の育児休業を取得した職員にあっては、それぞれの育児休業期間における代替措置の状況を計上している。

I 育児休業等実態調査の結果

2 令和6年度における配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の使用状況

(1) 配偶者出産休暇

令和6年度に子が生まれた男性職員のうち配偶者出産休暇を使用した

- ・ 常勤職員の割合は、94.8%(5,232人)(前年度93.7%(5,299人))
- ・ 非常勤職員の割合は、69.6%(32人)(前年度88.6%(39人))

(注)「配偶者出産休暇」は、妻が出産予定である又は出産した男性職員(非常勤職員についてはこのうち勤務日数等の一定の要件を満たす者)に対し、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる特別休暇(行政執行法人にあっては、これに準ずる休暇)。

(2) 育児参加のための休暇

令和6年度に子が生まれた男性職員のうち育児参加のための休暇を使用した

- ・ 常勤職員の割合は、88.9%(4,907人)(前年度90.1%(5,094人))
- ・ 非常勤職員の割合は、73.9%(34人)(前年度79.5%(35人))

(注)「育児参加のための休暇」は、妻が出産予定である又は出産した男性職員(非常勤職員についてはこのうち勤務日数等の一定の要件を満たす者)に対し、妻の産前期間から子の出生日以後1年を経過するまでの間に、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇(行政執行法人にあっては、これに準ずる休暇)。

I 育児休業等実態調査の結果

(3) 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を合わせた使用状況

令和6年度に子が生まれた男性職員のうち配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて5日以上使用した

- ・ 常勤職員の割合は、81.3%(4,483人)(前年度82.4%(4,657人))
- ・ 非常勤職員の割合は、60.9%(28人)(前年度63.6%(28人))

令和6年度に子が生まれた男性職員のうち配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を使用した

- ・ 常勤職員の割合は、96.5%(5,325人)(前年度96.5%(5,456人))
- ・ 非常勤職員の割合は、80.4%(37人)(前年度90.9%(40人))

(注)「配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を使用した男性職員」には、どちらか一方の休暇のみ使用した場合と両休暇とも使用した場合のいずれも含まれる。

I 育児休業等実態調査の結果

3 令和6年度における育児短時間勤務の取得状況

令和6年度以前に生まれた子についての最初の育児短時間勤務を取得した

- ・ 常勤職員は、203人(男性31人、女性172人)(前年度 全体252人(男性82人、女性170人))

育児短時間勤務をした期間がある

- ・ 常勤職員は、380人(男性63人、女性317人)

(注)「育児短時間勤務」は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、週19時間25分から24時間35分までの短時間勤務をすることができる制度。

4 令和6年度における育児時間の取得状況

令和6年度以前に生まれた子についての最初の育児時間を取得した

- ・ 常勤職員は、1,433人(男性215人、女性1,218人)(前年度 全体1,420人(男性227人、女性1,193人))
- ・ 非常勤職員は、47人(男性1人、女性46人)(前年度 全体51人(男性1人、女性50人))

育児時間を取得した期間がある

- ・ 常勤職員は、4,158人(男性465人、女性3,693人)
- ・ 非常勤職員は、68人(男性1人、女性67人)

(注)(1)「育児時間」は、小学校就学の始期に達するまでの子(非常勤職員については3歳に達するまでの子)を養育するため、1日につき2時間まで勤務しないことができる制度(行政執行法人にあっては、これに準ずる制度)。(令和6年度時点)

(2) 制度改正により、令和7年10月からは小学校就学の始期に達するまでの子を養育する非常勤職員も取得可能に。また、1日につき2時間まで勤務しないことができる形態に加え、1年につき10日相当の範囲内で勤務しないことができる形態が新設され、いずれの形態で取得するかを申し取得することとなっている。

Ⅱ 介護休暇等使用実態調査の結果

1 令和6年(非常勤職員は令和6年度)中における介護休暇の使用状況

介護休暇を使用した

- ・ 常勤職員は、236人(男性104人、女性132人)(前回調査(令和4年) 全体232人(男性116人、女性116人))
- ・ 非常勤職員は、113人(男性18人、女性95人)(前回調査(令和4年度) 全体101人(男性8人、女性93人))

介護休暇の使用者数(常勤職員) (人)

	全体		
		男性	女性
令和6年	236	104	132
令和4年	232	116	116

介護休暇の使用者数(非常勤職員) (人)

	全体		
		男性	女性
令和6年度	113	18	95
令和4年度	101	8	93

- (注)(1)「介護休暇」は、負傷、疾病又は老齢により2週間以上日常生活を営むのに支障がある家族(以下「要介護者」という。)の介護のため、一の継続する要介護状態ごとに通算して6月の期間内(3回まで分割可。非常勤職員については要介護者ごとに通算して93日の期間内。)で休暇を使用できる制度。
- (2) 常勤職員の介護休暇等については、令和6年における使用実態を、非常勤職員の介護休暇等については令和6年度における使用実態を調査している。(以下同じ)
- (3) 使用者数は、同一の職員が複数の継続する要介護状態(非常勤職員については複数の要介護者)について介護休暇を使用した場合には、それぞれ1人として計上している。

Ⅱ 介護休暇等使用実態調査の結果

2 令和6年(非常勤職員は令和6年度)中における介護時間の使用状況

介護時間を使用した

- ・ 常勤職員は、88人(男性25人、女性63人)(前回調査(令和4年) 全体72人(男性27人、女性45人))
- ・ 非常勤職員は、21人(男性2人、女性19人)(前回調査(令和4年度) 全体17人(男性2人、女性15人))

介護時間の使用者数(常勤職員) (人)

	全体		
		男性	女性
令和6年	88	25	63
令和4年	72	27	45

介護時間の使用者数(非常勤職員) (人)

	全体		
		男性	女性
令和6年度	21	2	19
令和4年度	17	2	15

(注)(1)「介護時間」は、要介護者の介護のため、一の継続する要介護状態ごと(非常勤職員については要介護者ごと)に連続する3年の期間内で1日につき2時間以内で休暇を使用できる制度。
(2) 使用者数は、同一の職員が複数の継続する要介護状態(非常勤職員については複数の要介護者)について介護時間を使用した場合には、それぞれ1人として計上している。

Ⅱ 介護休暇等使用実態調査の結果

3 令和6年(非常勤職員は令和6年度)中における短期介護休暇の使用状況

短期介護休暇を使用した

- ・ 常勤職員は、6,249人(男性4,134人、女性2,115人)(前回調査(令和4年) 全体4,383人(男性2,904人、女性1,479人))
- ・ 非常勤職員は、1,258人(男性178人、女性1,080人)(前回調査(令和4年度) 全体753人(男性105人、女性648人))

短期介護休暇の使用者数(常勤職員) (人)

	全体	男性	女性
令和6年	6,249	4,134	2,115
令和4年	4,383	2,904	1,479

短期介護休暇の使用者数(非常勤職員) (人)

	全体	男性	女性
令和6年度	1,258	178	1,080
令和4年度	753	105	648

(注)(1)「短期介護休暇」は、要介護者の介護等のため、年5日(要介護者が2人以上の場合は10日)の範囲内で休暇を使用できる制度。

(2) 使用者数は、同一の職員が複数の要介護者について短期介護休暇を使用した場合であっても、1人として計上している。

Ⅱ 介護休暇等使用実態調査の結果

4 職員と要介護者の続柄の状況

常勤職員の介護休暇、介護時間、短期介護休暇のそれぞれについて、職員と要介護者の続柄を見ると、介護休暇、短期介護休暇は「父母」が最も多く、次いで「子」、「配偶者」の順。介護時間は、「子」が最も多く、次いで「父母」、「配偶者」の順。

職員の性別ごとに見ると、男性職員は、いずれの制度も「父母」が最も多い。女性職員について、介護休暇、短期介護休暇は「父母」が、介護時間は「子」が最も多い。

職員と要介護者の続柄別使用者数(介護休暇:常勤職員) (人)

	合計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	その他
全体	236 (100.0%)	44 (18.6%)	135 (57.2%)	49 (20.8%)	1 (0.4%)	3 (1.3%)	3 (1.3%)	1 (0.4%)
男性	104 (100.0%)	32 (30.8%)	53 (51.0%)	15 (14.4%)	1 (1.0%)	2 (1.9%)	1 (1.0%)	0 -
女性	132 (100.0%)	12 (9.1%)	82 (62.1%)	34 (25.8%)	0 -	1 (0.8%)	2 (1.5%)	1 (0.8%)

職員と要介護者の続柄別使用者数(介護時間:常勤職員) (人)

	合計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	その他
全体	126 (100.0%)	12 (9.5%)	52 (41.3%)	60 (47.6%)	2 (1.6%)	0 -	0 -	0 -
男性	25 (100.0%)	9 (36.0%)	12 (48.0%)	4 (16.0%)	0 -	0 -	0 -	0 -
女性	101 (100.0%)	3 (3.0%)	40 (39.6%)	56 (55.4%)	2 (2.0%)	0 -	0 -	0 -

職員と要介護者の続柄別使用者数(短期介護休暇:常勤職員) (人)

	合計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	その他
全体	7,267 (100.0%)	731 (10.1%)	5,274 (72.6%)	756 (10.4%)	318 (4.4%)	86 (1.2%)	94 (1.3%)	8 (0.1%)
男性	4,811 (100.0%)	612 (12.7%)	3,487 (72.5%)	401 (8.3%)	217 (4.5%)	35 (0.7%)	56 (1.2%)	3 (0.1%)
女性	2,456 (100.0%)	119 (4.8%)	1,787 (72.8%)	355 (14.5%)	101 (4.1%)	51 (2.1%)	38 (1.5%)	5 (0.2%)

(注) (1) 短期介護休暇の使用者数の合計が「Ⅱ3 短期介護休暇の使用者数」における使用者数の合計と異なるのは、同一の職員が異なる要介護者に対し使用した場合があるため。
(2) 各欄の()内は、合計に占める割合。四捨五入による端数処理の関係で、その合計が100%にならない場合がある(Ⅱ5～8の各表において同じ。)

Ⅱ 介護休暇等使用実態調査の結果

5 介護休暇の使用パターンの状況

常勤職員の介護休暇の使用パターンは、

- ・ 主として全日の休暇を連続して使用した職員の割合が79.7%
- ・ 主として断続して使用した職員を合わせると、主として全日の休暇を使用した職員が90.3%

介護休暇の使用パターン別使用者数(常勤職員) (人)

合計	主として全日		主として時間	
	主として連続	主として断続	主として連続	主として断続
236 (100.0%)	188 (79.7%)	25 (10.6%)	13 (5.5%)	10 (4.2%)

(注) 「主として全日」とは、取得した休暇のおおむね半数以上が全日の休暇であったパターン。
「主として時間」とは、取得した休暇のおおむね半数以上が時間単位の休暇であったパターン。
「主として連続」とは、休暇のおおむね半数以上が2日以上続けて取得したものであったパターン。
「主として断続」とは、休暇のおおむね半数以上が1日以上間を置いて取得したものであったパターン。

Ⅱ 介護休暇等使用実態調査の結果

6 介護休暇の指定期間の状況

常勤職員の介護休暇について、指定期間の分布状況は、

「1月以下」が38.6%と最も多く、次いで「1月超2月以下」が18.2%、「5月超6月以下」が17.4%の順となっている。

介護休暇の指定期間別使用者数(常勤職員) (人)

合計	1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超 6月以下	うち6月
236 (100.0%)	91 (38.6%)	43 (18.2%)	29 (12.3%)	23 (9.7%)	9 (3.8%)	41 (17.4%)	30 (12.7%)

(注)(1)「指定期間」は、職員の申出に基づき、職員が介護休暇を請求できる期間として各省各庁の長が指定する期間。職員はこの指定期間の中で、全日の休暇又は時間単位の休暇を使用。
(2) 指定期間が年をまたぐ場合には、令和6年内における期間だけでなく指定期間全体について計上しており、また、分割して指定している場合には、通算した期間について計上している。

7 介護休暇の分割取得の状況

令和6年に介護休暇を使用した常勤職員のうち、分割取得をした職員の割合は、28.4%

介護休暇の分割取得の有無別使用者数(常勤職員)(人)

合計	分割取得 あり	分割取得 なし
236 (100.0%)	67 (28.4%)	169 (71.6%)

常勤職員の介護休暇使用後の状況について、職員による介護が不要となった職員は58.7%引き続き職員の介護が必要な場合、最も多く利用されている制度は短期介護休暇。

合計	職員による介護が不要									
	小計	対象者が死亡	対象者が治癒	家族等が介護	介護施設へ入所	その他				
	108 (58.7%)	36 (19.6%)	38 (20.7%)	16 (8.7%)	11 (6.0%)	7 (3.8%)				
	引き続き職員が介護									不明
小計	早出遅出勤務を利用	フレックスタイム制を利用	介護時間を利用	年次休暇を利用	短期介護休暇を利用	欠勤して介護	その他	退職して介護		
184 (100.0%)	66 (35.9%)	6 (3.3%)	16 (8.7%)	11 (6.0%)	23 (12.5%)	38 (20.7%)	0 －	15 (8.2%)	9 (4.9%)	10 (5.4%)

(注) 令和7年1月1日以降も引き続き介護休暇を使用している者は含まない。

Ⅲ 配偶者同行休業実態調査の結果

令和6年度における配偶者同行休業の取得状況

新たに配偶者同行休業をした

- ・ 常勤職員は、78人(男性15人、女性63人)(前回調査(令和4年度) 全体83人(男性9人、女性74人))
- ・ 配偶者の外国滞在事由別では、外国での勤務が69人(前回調査(令和4年度)64人)、
大学等での修学が7人(前回調査(令和4年度)19人)、事業の経営等が2人(前回調査(令和4年度)0人)
- ・ 平均休業期間は、2年1月(前回調査(令和4年度)1年7月)

(人)

		合 計	配偶者の外国滞在事由		
			外国での勤務	事業の経営等	大学等での修学
全体		78 (83)	69 (64)	2 (0)	7 (19)
	男性	15 (9)	15 (6)	0 (0)	0 (3)
	女性	63 (74)	54 (58)	2 (0)	7 (16)

平均休業期間
2年1月 (1年7月)

(注)(1)「配偶者同行休業」は、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするための休業制度。
(2) 各欄の()内は、前回調査(令和4年度)の結果による。

令和6年度における一般職国家公務員の育児休業の新規取得状況

	男性			女性		
	新規取得者数(A)	令和6年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る)(B)	取得率(%) A/B	新規取得者数(A')	令和6年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る)(B')	取得率(%) A'/B'
会計検査院	16	16	100.0%	15	15	100.0%
人事院	9	10	90.0%	8	8	100.0%
内閣官房	21	27	77.8%	2	2	100.0%
内閣法制局	2	2	100.0%	2	2	100.0%
内閣府	46	61	75.4%	20	17	117.6%
宮内庁	11	16	68.8%	4	6	66.7%
公正取引委員会	17	17	100.0%	8	6	133.3%
警察庁	112	126	88.9%	30	24	125.0%
個人情報保護委員会	3	4	75.0%	0	0	-
カジノ管理委員会	3	3	100.0%	1	1	100.0%
金融庁	34	53	64.2%	24	25	96.0%
消費者庁	8	11	72.7%	4	5	80.0%
こども家庭庁	9	9	100.0%	3	3	100.0%
デジタル庁	6	6	100.0%	1	1	100.0%
復興庁	6	7	85.7%	0	0	-
総務省	73	97	75.3%	52	54	96.3%
公害等調整委員会	0	1	0.0%	0	0	-
消防庁	3	4	75.0%	0	0	-
法務省	857	1,053	81.4%	342	346	98.8%
出入国在留管理庁	107	107	100.0%	68	68	100.0%
公安審査委員会	0	0	-	0	0	-
公安調査庁	40	47	85.1%	12	15	80.0%
外務省	51	116	44.0%	54	47	114.9%
財務省	298	338	88.2%	127	126	100.8%
国税庁	1,136	1,170	97.1%	537	548	98.0%
文部科学省	35	40	87.5%	27	23	117.4%
スポーツ庁	2	4	50.0%	1	1	100.0%
文化庁	1	3	33.3%	5	2	250.0%
厚生労働省(中央労働委員会を含む。)	451	460	98.0%	278	246	113.0%
農林水産省	111	124	89.5%	92	86	107.0%
林野庁	52	61	85.2%	27	24	112.5%
水産庁	9	13	69.2%	6	6	100.0%
経済産業省	80	99	80.8%	45	46	97.8%
資源エネルギー庁	7	14	50.0%	4	4	100.0%
特許庁	40	45	88.9%	20	21	95.2%
中小企業庁	1	4	25.0%	2	2	100.0%
国土交通省	456	520	87.7%	214	210	101.9%
観光庁	4	5	80.0%	1	1	100.0%
気象庁	87	84	103.6%	19	16	118.8%
運輸安全委員会	2	2	100.0%	2	1	200.0%
海上保安庁	306	453	67.5%	63	60	105.0%
環境省	40	53	75.5%	18	17	105.9%
原子力規制庁	10	13	76.9%	4	4	100.0%
防衛省	0	0	-	0	0	-
小 計	4,562	5,298	86.1%	2,142	2,089	102.5%
行政執行人国立公文書館	0	1	0.0%	2	2	100.0%
行政執行人統計センター	5	6	83.3%	6	8	75.0%
行政執行人造幣局	6	14	42.9%	2	2	100.0%
行政執行人国立印刷局	46	54	85.2%	15	18	83.3%
行政執行人農林水産消費安全技術センター	6	8	75.0%	8	9	88.9%
行政執行人製品評価技術基盤機構	5	7	71.4%	3	3	100.0%
行政執行人駐留軍等労働者労務管理機構	4	5	80.0%	2	2	100.0%
小 計	72	95	75.8%	38	44	86.4%
総 計	4,634	5,393	85.9%	2,180	2,133	102.2%

(注) 1 「新規取得者数」とは、令和6年度に令和6年度以前に生まれた子についての最初の育児休業を取得した職員数をいう。
2 「令和6年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る)」とは、同年度中に子が出生した職員で、臨時的任用職員並びに育児休業、配偶者同行休業又は産前・産後休暇に伴う任期付職員並びに勤務延長職員以外の者をいう。
3 「取得率」は、「令和6年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る)」に対する「新規取得者数」の割合。
「新規取得者数」には、令和5年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、令和6年度になって当該子についての最初の育児休業を取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

令和6年度における一般職国家公務員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の使用状況

	令和6年度 中に子が 生まれた男 性職員数 (A)	配偶者出産休暇		育児参加のための休暇		配偶者出産休暇及び 育児参加のための休暇	
		(A)のうち 配偶者出 産休暇を 使用した職 員数(B)	使用率 (%) B/A	(A)のうち 育児参加 のための 休暇を使 用した職員 数(B')	使用率 (%) B'/A	(A)のうち 合わせて5 日以上の中 断を有する 職員数(C)	使用率 (%) C/A
会計検査院	16	14	87.5%	15	93.8%	15	93.8%
人事院	10	7	70.0%	7	70.0%	7	70.0%
内閣官房	30	26	86.7%	24	80.0%	22	73.3%
内閣法制局	2	2	100.0%	2	100.0%	1	50.0%
内閣府	61	57	93.4%	58	95.1%	55	90.2%
宮内庁	16	15	93.8%	13	81.3%	10	62.5%
公正取引委員会	17	12	70.6%	15	88.2%	14	82.4%
警察庁	126	123	97.6%	121	96.0%	112	88.9%
個人情報保護委員会	4	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%
カジノ管理委員会	4	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%
金融庁	53	47	88.7%	47	88.7%	41	77.4%
消費者庁	11	10	90.9%	11	100.0%	9	81.8%
こども家庭庁	9	9	100.0%	7	77.8%	7	77.8%
デジタル庁	6	6	100.0%	4	66.7%	4	66.7%
復興庁	7	6	85.7%	5	71.4%	5	71.4%
総務省	97	91	93.8%	83	85.6%	79	81.4%
公害等調整委員会	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
消防庁	4	3	75.0%	2	50.0%	2	50.0%
法務省	1,099	1,064	96.8%	1,012	92.1%	923	84.0%
出入国在留管理庁	107	95	88.8%	92	86.0%	84	78.5%
公安審査委員会	0	0	-	0	-	0	-
公安調査庁	47	44	93.6%	46	97.9%	38	80.9%
外務省	116	74	63.8%	70	60.3%	58	50.0%
財務省	338	329	97.3%	307	90.8%	282	83.4%
国税庁	1,170	1,124	96.1%	1,041	89.0%	977	83.5%
文部科学省	40	38	95.0%	31	77.5%	27	67.5%
スポーツ庁	5	5	100.0%	5	100.0%	4	80.0%
文化庁	3	3	100.0%	2	66.7%	2	66.7%
厚生労働省(中央労働委員会を含む。)	477	454	95.2%	423	88.7%	387	81.1%
農林水産省	124	117	94.4%	110	88.7%	93	75.0%
林野庁	61	55	90.2%	46	75.4%	38	62.3%
水産庁	13	12	92.3%	10	76.9%	10	76.9%
経済産業省	99	93	93.9%	85	85.9%	74	74.7%
資源エネルギー庁	14	11	78.6%	10	71.4%	9	64.3%
特許庁	45	38	84.4%	38	84.4%	34	75.6%
中小企業庁	4	3	75.0%	3	75.0%	3	75.0%
国土交通省	576	552	95.8%	502	87.2%	435	75.5%
観光庁	5	5	100.0%	4	80.0%	3	60.0%
気象庁	84	80	95.2%	77	91.7%	64	76.2%
運輸安全委員会	2	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%
海上保安庁	453	446	98.5%	439	96.9%	431	95.1%
環境省	53	47	88.7%	37	69.8%	34	64.2%
原子力規制庁	13	12	92.3%	11	84.6%	10	76.9%
防衛省	0	0	-	0	-	0	-
小 計	5,422	5,139	94.8%	4,825	89.0%	4,413	81.4%
行政執行人国立公文書館	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
行政執行人統計センター	6	5	83.3%	2	33.3%	2	33.3%
行政執行人造幣局	14	14	100.0%	12	85.7%	10	71.4%
行政執行人国立印刷局	54	54	100.0%	50	92.6%	45	83.3%
行政執行人農林水産消費安全技術センター	8	8	100.0%	8	100.0%	6	75.0%
行政執行人製品評価技術基盤機構	7	7	100.0%	4	57.1%	4	57.1%
行政執行人駐留軍等労働者労務管理機構	5	4	80.0%	5	100.0%	2	40.0%
小 計	95	93	97.9%	82	86.3%	70	73.7%
総 計	5,517	5,232	94.8%	4,907	88.9%	4,483	81.3%